一般財団法人三信住建信田福祉奨学財団定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人三信住建信田福祉奨学財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、教育の機会の充実、障がい者の自立及び社会参加の促進並びに建設・都市開発等の分野における有用な人材の育成に関する事業を行い、もって福祉の向上、教育の振興及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）障がい者に関する福祉事業を行う団体及び個人に対する助成、支援

（２）障がい者の就労、自立又は社会参加を支援するための事業の企画及び運営

（３）障がい者に対する奨学金の給付

（４）東京都内の大学において、建築、都市開発等の分野を学ぶ学生に対する奨学金の給付

（５）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、東京都内において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（財産の拠出）

第５条　設立者は、別表の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

（基本財産）

第６条　別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（保有する株式等に係る議決権の行使）

第７条　この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において、理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

（事業年度）

第８条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり翌年９月３０日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（活動計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第４章　評議員

（評議員の定数）
第１１条　この法人に評議員３名以上１０名以内を置く。
（評議員の選任及び解任）
第１２条　評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①国の機関
②地方公共団体
③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人又は認可法人
３　評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
（評議員の任期）
第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１４条　評議員は，無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分又は除外の承認

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１７条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後３月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を

有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）基本財産の処分又は除外の承認

（５）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第２０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には，議長及び出席した代表理事が記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２１条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上１０名以内

（２）監事　１名以上２名以内

２　理事のうち１名を代表理事とする。

（役員の選任）

第２２条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　前項の代表理事をもって理事長とする。

４　理事を選任する場合には、各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

イ　当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該理事の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

５　理事を選任する場合には、他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

６　各理事について、監事（監事が２名以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有してはならない。

７　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２６条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２７条　理事及び監事に対して、評議員会で定める各年度の総額の範囲で、報酬等を支給することができる。

２　前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第７章　理事会

（構成）

第２８条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２９条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事の選定及び解職

（招集）

第３０条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３３条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第４条及び第１２条第２項についても適用する。

３　前２項の規定にかかわらず、第３条に規定する目的については、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

４　前各項の規定にかかわらず、第１２条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第３６条に規定する残余財産の帰属については、変更することができない。

（解散）

第３４条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第３５条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第２０号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第３６条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　この法人は、剰余金の分配を行わない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第３７条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　情報公開等

（情報公開等）
第３８条　この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第１１章　事務局

（設置等）
第３９条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、所要の職員を置く。
３　事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
（備付け帳簿及び書類）
第４０条　事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
（１）定款
（２）評議員、理事及び監事の名簿
（３）認定、許可、認可等及び登記に関する書類
（４）評議員会及び理事会の議事に関する書類
（５）財産目録
（６）事業計画書及び収支予算書
（７）事業報告書及び計算書類等
（８）監査報告書
（９）その他法令で定める帳簿及び書類
２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

附則
１　この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。
植野晃年
信田和子
藤井博行

松村武志

２　この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　信田博幸
　　千賀修一
　　喜多村悦史
設立時代表理事　信田博幸
設立時監事　　小谷節夫

３　この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都品川区豊町五丁目１７番４号
信田博幸

別表

基本財産

財産種別　現金
価額　　３００万円

平成２９年９月２２日作成

令和２年９月７日変更

令和８年７月２５日変更